

一般社団法人 島根県電業協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人島根県電業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、電気工事に関する経営の合理化、技術の向上について調査研究し、一般電気需要者の安全と省エネルギーに関する知識の普及に努め、業界の健全な進歩発展とその交流並びに従業員の福祉の増進を図ると共に、地域社会に寄与することをもって目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 一般電気需要者の電気設備に対する啓蒙普及
- 二 講演会、見学会及び講習会の開催
- 三 官公庁その他関係機関に対する要望、建議及びその諮問に対する答申
- 四 電気工事に関する合理化の研究
- 五 電気工事に関する資料の収集
- 六 電気工事に関する資材器具及び工具の調査研究
- 七 電気工事に関する技術の向上及び能率の増進に寄与するための教養、教育の実施
- 八 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び会費

(会 員)

第5条 この法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

- 一 正会員
- 二 準会員
- 三 賛助会員

(会員の資格)

第 6 条 正会員は、建設業法による許可を受け、かつ、電気工事業の業務の適正化に関する法律による届け出をし、島根県内に事業所を有する電気工事業者で、この法人の目的に賛同して入会した者とする。

2 準会員は、正会員の支店、支社、営業所等でこの法人の事業に参加するため入会した者とする。

3 賛助会員は、この法人の事業を賛助するため入会した者とする。

(入 会)

第 7 条 この法人に会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、理事会の承認を得なければならない。

2 入会に必要な事項は、理事会において別に定める。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員、準会員及び賛助会員として入会を承認された者は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定めるところにより会費を納めなければならない。また、正会員は入会金の納付を要する。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 第 8 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- 二 この定款その他の規則に違反したとき。
- 三 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 四 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときには、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 退会及び除名により会員資格を喪失した者は、既納の入会金、会費及びこの法人の資産について何等請求をすることができない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成し、準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 入会金及び会費の額
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事の選任又は解任
- 四 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他法令で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、会長が総会の日々の2週間前までに、会議の目的たる事項並びにその内容、日時及び場所を記載した書面により通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。ただし、準会員を有する正会員については、当該準会員の数1につき1個に相当する数を当該正会員の議決権に追加する。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、議決権において過半数の同意をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、正会員の半数以上であって、議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項
- 3 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の出席する正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合には、書面で議決権を行使した正会員又は議決権の行使を委任した正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議長が出席正会員の中から指名する2名の議事録署名人は前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員

(役員配置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 7名以上12名以内
 - 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、副会長を2名以内選出する。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事としてその業務を執行し、副会長は会長を補佐する。

(役員選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 第22条により、この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成し、監事はこの理事会に出席し、意見を述べるができる。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会における会長代理を務める。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、会議の目的、日時、場所、その他必要な事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して通知をしなければならない。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長、副会長の選定及び解職を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、総会までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第3号までの書類については承認を受けなければならない。

第1号 事業報告

第2号 貸借対照表

第3号 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 36 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 37 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 幹事会及び事務局

(幹事会)

第 40 条 この法人は、事業を行うため、必要に応じ理事会の決議を経て幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、権限及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が決める。

3 幹事の任免は会長が行う。

(事務局)

第 41 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規程その他については、理事会において決める。

第 11 章 補 則

第 42 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会において決める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は荒木恭司とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は、平成 28 年 6 月 3 日から施行する。